

様式3号

契 約 の 内 容

施 設 名	福島地方環境事務所
業 務 名	令和3年度除去土壌再生利用実証事業試験盛土点検・監視等業務（南相馬市小高地区）（その2）
契 約 年 月 日	令和3年6月10日
契 約 方 法	随意契約
業 務 場 所	特記仕様書記載内容のとおり
契 約 業 者 名	除去土壌等減容化・再生利用技術研究組合
契 約 業 者 の 住 所	東京都港区虎ノ門一丁目 1-18 ヒューリック虎ノ門ビル 10階
工 期 （ 自 ）	令和3年6月10日
工 期 （ 至 ）	令和3年12月28日
業 務 概 要	平成28年度以降、除去土壌再生利用実証事業において再生資材を用いて施工した試験盛土の点検・監視後、試験盛土の撤去に際し沈下している盛土状態の把握及び撤去に伴う放射線量率や粉塵の飛散並びに作業員への被曝量等を計測すると共に排水処理施設の解体・撤去、返納及び敷地の現状回復並びに撤去した再生資材保管まで緊急時を含めた管理の在り方の検討に資するデータ取得を目的とする。
契 約 金 額	金215,600,000円（消費税込）
予 定 価 格 （随意契約の場合）	金216,524,000円（消費税込）

随意契約理由書

施設名：福島地方環境事務所

工 事 名	令和 3 年度 除去土壌再生利用実証事業試験盛土点検・監視等業務 (南相馬市小高地区) (その 2)
契約業者名	除去土壌等減容化・再生利用技術研究組合
随意契約理由	<p>南相馬市において平成 28 年度から実施している「除去土壌再生利用実証事業」は、県外最終処分の実現に向けた再生利用を進めるため、除去土壌の再生資材化とその資材を使用して試験盛土を造成し、放射線に関する安全性の確認と再生資材の管理方法等について技術的検討を行う世界で初めての除去土壌再生利用事業である。</p> <p>除去土壌等減容化・再生利用技術研究組合（以下「組合」という。）は、技術研究組合法に基づき、国内唯一、環境大臣の認可を受けて設立された組織であり、放射性物質による汚染に対して最も有効な方法を検討し、大量の除去土壌等の減容化・再生利用の技術開発を進めるために作られた組織である。同組合の有する技術・知見・経験を活用することが必要不可欠であることから、平成 28 年度は企画提案方式により、組合の提案に基づきモデル実証試験として試験盛土（設備含む）を設置し、その後は随意契約により、計測、点検・監視等、緊急時対応を一貫通貫して行ってきた。</p> <p>令和 3 年度においては、本実証事業の最終段階として、これまで計測、点検・監視等を行ってきた試験盛土等の撤去を行うこととしている。再生資材で構築された盛土の撤去は初めての取組であることから、再生資材と他の資材を分けながら撤去するとともに、試験盛土の動態観測、放射線計測等を継続的に行い、精度の高いデータの蓄積と情報発信、また、緊急時の適切な対応等を行うこととしている。このうち、特に次に掲げる事項については、これまでの業務との継続性が求められる。</p> <p>① 試験盛土は、再生資材が土木構造物としての規定を満足するかの評価を行うため仮置場の一部を活用し、浸出水排水設備※1等を有した極めて特殊性の高いものであることから、試験盛土の撤去にあたっては、それらの設計時及びその後の経過を踏まえて安全に十分留意して行うことが必要である。例えば、試験盛土が設置時から約 1.7 m まで沈下している事や周辺の自然水位より試験盛土内水位が高いことなどから盛土の沈下状況等を細部にわたって想定することが困難であるため、撤去中に盛土が突然の崩壊やヒービング※2及び放射線を含んだ異常出水等軟弱地盤上特有の不安定状態による再生資材の流出等が想定される構造物であることに留意して、撤去作業を行う必</p>

要がある。これらの作業を安全に行うためには、組合が独自に蓄積した盛土内水位のバックデータ等の知見や豊富な経験を有することが不可欠である。

② 本業務の成果は除去土壌再生利用実証事業の一部として、今後の再生利用の基礎資料として利用されることから、試験盛土の動態観測、覆土厚観測、放射線計測等の測定にあたっては、機器の個体差や測定者の違いによる測定誤差を極力なくし、精度の高い測定データを得ることで、これまでの測定結果と一貫性を保ち、比較できるようにする必要がある。

また、組合は、環境省で検討を進めている再生利用の技術開発に資することを目的に、再生利用技術分科会や減容化技術分科会、覆土材 WG や施工・維持管理 WG 等を立ち上げ、活動報告を毎年行っている。世界で初めての除去土壌再生利用実証事業を平成 28 年当初に提案し、それに基づきこれまで事業を進め、再生利用全般にわたって英知を集結した組合の経験、知見を細部にわたって過去の報告書により別業者に完全に引継ぐことは不可能である。

このように組合の企画提案を基に進めてきた本実証事業において、これらの必要性を満たすためには、提案者が盛土撤去及びその後のデータ取得まで一貫通貫して事業を完遂しなければ、適正に実証事業の評価をすることができない。したがって、本事業は、除去土壌等減容化・再生利用技術研究組合において他の者が受注することはあり得ない。以上のことから会計法第 29 条の 3 第 4 項、予算決算及び会計令第 102 条の 4 第 3 号規定に基づき、除去土壌等減容化・再生利用技術研究組合と契約を締結するものである。

※1 浸出水排水設備の概要

現地盤の上に保護砂 (t=100)、敷鉄板 (t22×2 枚) を設置し、再生資材部及び新材部を浸透した雨水等を集水するための集水枠 (角材 100×100×2 段) を設置した後、3 層構造の遮水工 (不織布+遮水シート+不織布) を設置。次いで、集水用配管 (φ150) を再生資材部及び新材部に各 3 本配置した後、枠内に砂を投入して集水層 (t=200) を敷設。各配管に吸引ポンプを接続して浸出水を集める構造。

※2 ヒービング

軟弱な粘性土質地盤で、掘削背面の土砂の重量が掘削底面の地盤支持力より大きくなると掘削底面が持ち上がる現象。